

◇一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定(昭和三十五年七月)人事院勧告による中級職員の給与は正と期末手当〇、一%増を内容とし四月一日から適用しようとするもの)

◇最近、空気銃や猟銃に対する関心がたまり、新しく生れるハンターの数は急激にその数を増しています。結果は次のとおりである。なお提出された議案と審議は合川中学校運営に大きな支障をきたすと云うところから会期を二十七日まで延長し同日午後三時散会した。

◇一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定(昭和三十五年七月)人事院勧告による中級職員の給与は正と期末手当〇、一%増を内容とし四月一日から適用しようとするもの)

## 定例町議会

# 中学校敷地取得を承認 追加更正十議案可決



発行所  
秋田県北秋田郡役場  
合川町役場  
(公)

T T  
62 4)

定例町議会は十月十八日午前十時から二十五議員(欠席一)出席し役場会議室で開かれた。この会期は二十一日までの四日間と決定し第一日は一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が上程され、案など十議案が上程され、町当局から提出した議案の趣旨説明があり十九、二十日は議案整理調査のため休会することになり同日午後二時散会した。

再開された二十一日は二十六全議員出席のもとに開かれ上程されている十議案にわたり活発な質問意見がだされ次のように九議案は原案どおり可決したが合川中学校敷地買収の財産(土地)の取得については原案を審議すべきだと云う意見と中学校敷地だから町買収地だけなく寄付採納願の土地と一しょに審議すべきであり、継続審議とすべきだとの意見にわかれ、この意見調整をしなければ議会運営に大きな支障をきたすと云うところから会期を二十七日まで延長し同日午後三時散会した。

◇一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定(昭和三十五年七月)人事院勧告による中級職員の給与は正と期末手当〇、一%増を内容とし四月一日から適用しようとするもの)

◇原案満場一致で可決特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定(議会の議員報酬額月額議員三、四百円を四、五百円副議長二、八〇円を四、五〇円常任委員長二、七〇円を四、三〇円)

◇昭和三十五年度合川町才入才出追加更正予算(一般職員の給与改訂、議員報酬の改訂、都市計画の工事変更、心配ごと相談の所の設置、町有林造成事業費の追加などを主としたもの)

◇原案満場一致で可決昭和三十五年度合川町国民健康保険特別会計才入才出追加更正予算(一般職員の給与改訂を内容としたもの)

◇原案満場一致で可決昭和三十五年度合川町国民中学校として発足したのであるが、新校舎ができるまでにいたる現状の校舎に分住するという即ち形式統合の処置をとつたことにつ

◇財産(土地)の処分(町財産金沢地内三七反一一二を五十万円に処分した承認を求めるもの)

◇原案満場一致で可決財産の還元処分(町村合併協定事項により持寄した財産以外の旧財産のうち、大字三里地内の土地

◇原案満場一致で可決財産(土地)の取得(合川中学校敷地として李岱一郎を秋田営林局と公有化を実行変更契約の締結の承認を求めるもの)

◇原案満場一致で可決林野官行変更契約の締結の承認を求めるもの)

◇原案満場一致で可決を取得することについて議決を求めるもの)

◇意見調整のため二十七日の本会議まで持越し。合川中学校統合として李岱一郎を向ほか九反七二五五を取得することについて議決を求めるもの)

◇原案満場一致で可決を取得することについて議決を求めるもの)

